

サンプル

『更生保護のなかのウイズ広島 1888-2022、
もう 1 つの歴史への招待』 更生保護法人ウイズ広島編纂

目 次

祝 辞	7
まえがき	15
第 I 部 円環する保護事業	17
第 1 章 慈善による保護時代	17
第 2 章 激動する司法保護前後の時代	30
第 3 章 科学する更生保護、苦難する保護事業の時代	41
第 4 章 分離、変容する保護の時代	53
第 II 部 科学化をめざす保護事業	72
第 5 章 岐路に立つ保護事業の時代	72
第 6 章 属性に応じた処遇の時代	106
第 7 章 処遇と支援の時代	146
第 III 部 多様化する保護事業	161
第 8 章 選択的に、利用者と共に歩く時代	161
第 9 章 同意を経て、互いのリズムで交流する時代	181
第 10 章 変容し、加速をうながす時代	206
補 章	228
参考文献	
歴代理事長一覧	
更生保護法人ウイズ広島役職員名簿	
あとがき	232

まえがき

時代は、人の夢を牽引する力がある。それだけに、その時代を問うとき大きく相容れる部分と相容れない部分がある。本書は二項対立でなくその 2 つを包摂し、両義的な視点から明治期、保護事業の先駆けとなった静岡県出獄人保護会社、そして広島向上舎、広島保護院を経て広島県聯合保護会収容所宇品寮の創設、今日のウィズ広島に至る更生保護事業にアプローチすることを試みた。

ここでは、その部分を 3 つに分けて記述する。とはいえ日常の傍らに史料をあさり、書き留めていったものである。史料の多寡によって章ごとに本文の長短がある。また史料の少ない空白の年月がある。その空白にこそ、眞実に近づく細い道があるように思うのだが、史料がない。それを補注、閑話休題という私語で補った。忙しい読者は、コラム、閑話休題から入って補注、または本文と読まれるがよい。いずれにしても、静岡県出獄人保護会社の創業から 135 年間、現代の訪問支援事業に至るまでの光景を伝えようとした。私の想像力の欠如で見ることのできなかった風景もある。本書の読者は、その論理的可能性を補いながら、その時代の思いを追っていただければ幸いである。

第 I 部(第 1 章-第 4 章)では、明治期の別房留置制度の廃止が引き寄せた民間による慈善事業、そして怒涛のように押し寄せ、長く続いた国家主導の文明化と国体の時期を記述する。明治社会は、近代化に向けて大きく踏み出したが、繁栄をもたらした一面、貧困、社会の底辺にある人々の生きづらさを露呈した。そしてその居場所として大陸へ、南方へ拡張していった。

短かった民間による慈善事業、出獄人保護事業が、はじめにその人々を「被保人」「被保護者」、あるいは「収容保護」と表記したのは自然の成り行きであった。だが日常の表記は、時代と共にその意味をも変えていく。このようにして出獄人保護事業は、釈放者保護、少年保護、思想犯保護を新設して司法保護事業に統合していった。その中核に司法保護協会常務理事、司法大臣官房保護課長森山武市郎が画然してあった。

保護事業を総括した森山武市郎は「官民全部の総親和総努力」といい、多様な保護の芽生えを法制化し、加速していった。だがそれも、敗戦を経て犯罪者予防更生法、更生緊急保護法の施行へと変わって終焉する。そして戦後、保護事業は官から民へ、表から裏へ、支え支えられながら分離、変容していった。その頃、なお国家の残影が漂う保護事業とアメリカンデモクラシーを源流とする科学思想の時代、我が国の更生保護はいささかの揺らぎこそあったが、文明化と国体の広がりやの時期を再設定して科学化の道をたどる。この幸せを読者と共に分かち合いたい。

この時期は、米国において 1920 年代から始まる慈善による友愛訪問などセツルメント運動を始動させる。メアリー・リッチモンド、そのほかの人々によって専門化、科学化をめざしてソーシャルワークを広めていった時代背景とほぼ同期する。

第 II 部(第 5 章-第 7 章)では、原爆被災を経て、戦後、不死鳥のように立ち上がり、官は理事長から参与、あるいは顧問へと立ち位置を変え、経営責任を民間に委ね、共に苦難しつつ保護事業を回復させる。しかし科学の森に至るには、もうしばらくの時間が必要で

あった。その苦渋の分岐点までの時代を記述する。

それは第 6 章、犯罪の属性に応じた処遇の時代につながる。更生保護事業は今、一律に自らの意思で進んで行くことより、当事者の選択的な意思に寄り添い、話を聞き、それに応じて支援するケアの時代に入った。こうして多くのボランティアが集い、ケア的に交わり、支援する。それを基盤に処遇や治療が成り立つ視座を獲得する。そしてその拡充をめざして加速化する。

第Ⅲ部(第 8 章-第 10 章)では今日、いくつかの更生保護施設は「被保護者」を「利用者」と呼び始める。人のことば、表記は、時代と共にその意味を変えていく。またこころや思想は、用語に潜む意味を新たに表出させる。こうして「利用者」という言葉は更生保護事業の最前線である更生保護施設の現場から生まれ、利用者や退所した人々、あるいはその同伴者であるピア・サポーターなど多様なボランティアと共に歩き始める。こうして選択的な処遇と支援のプログラム、スキルを開発し、新しい関係を作っていた。退所した人々は、来所するついでにパンを買ってきたと差し出し、きた、ついでに生活相談する。施設は、コーヒーと駄菓子で歓待する。このようにして 2 つの贈与は対流し、互いのリズムで交流する。その向き合う関係が、退所した人の孤独と生きづらさに気づききっかけになる。それが傾聴と対話の姿勢を生み、日常的に重層化していく。施設を拠点とする更生保護事業は、今まで小さな器のなかで充足し、閉ざされた関係のなかで施設、利用者、互いが交流することが少なかった。だが短かったが、明治期に勃興した慈善保護事業は、その祖型となる「教誨」の教え、さとし、勤しむところを引き継ぎ、後世につないでいった。それは苦しみを分かち合う利他のところでもあった。そして相手が何を欲しているか、偶然、出会ったときの出来事、気持ち、魂の苦しみを聴くこと、Spiritual pain であった。

今日私たちは、はるか我が国の出獄人保護を先駆けた金原明善、川村矯一郎、原胤昭らの「共感」「利他」のところを引き継ぎ、「懲役というが、悪を懲らしめるよりも、ある意味では悪を煽り立てる」と断ずる川村矯一郎の継承者となる。

その「利他のところ」が結縁し、当事者の同意を求め、介入し、互いのリズムで交流しようとする新しい時代がくる。それは利用者や退所者の処遇や支援に関わった人々の現場と経験があつてなしうる力でもあった。ストリートスマートの視座から退所者のフォローアップ支援や訪問支援の、多様な未来を照射し検証する。

その視点に立ち、複眼で明治期、静岡県出獄人保護会社の創業から更生保護法人ウィズ広島（注）の現在まで、陰影に富んだ 135 年間を探究する。その時々を経験し、見た、実在を支える物語り、そこに「もう 1 つの歴史」が姿を現すのだ。その場所にご招待する。本書の読者がそのひとりになって、ひとり思い、考えていただければ幸いである。

第 I 部 円環する保護事業

第 1 章

慈善による保護時代

1872 (明治 5) 年-1926 (大正 15) 年

コラム/は語る

これから訪ねようとするのは、慈善による保護事業の時代をさらに遡る、今から 233 年前、1790 (寛政 2) 年 2 月 19 日の出来事である。時の江戸幕府は、農山村地域から江戸市内に流民し無宿、無頼となる人々に悩み、これを石川島 (佃島) の人足寄場にとどめ置き、3 年 3 か月収容する。そこから川浚い、道路橋梁の補修工事人夫などに出精し、あるいは授産し、自立資金を蓄えさせ、年限がくると釈放した。のち人足寄場は、徒刑場、懲役場と変わり、明治政府の整備と共に監獄署、監獄、懲治監、そして別房留置と名称、目的を変えながら法制度を整備さしていった。その別房留置制度も財政的な事情などで破綻する。

若い頃、自由民権運動に走り 3 度入獄した川村矯一郎は、わが身をもって獄内の惨状を知り、獄内においてその改良を試みる。その監獄での経験、そして、別房留置制度の廃止が若き川村矯一郎を誘い、多感な金原明善を動かして獄中訪問による教誨から 1888 (明治 21) 年 3 月、静岡県出獄人保護会社を拠点にした県下一円に及ぶ出獄人保護委員制度を広めていった。民間による慈善事業の起こりである。

これを契機に国主導による関係法の整理、統合を経て司法保護事業の時代に至る。その短い間の出獄人保護事業の原動力は、敗者の歴史をもつ「利他の思想、こころ」であろう。その「利他の思想、こころ」は、1897 (明治 30) 年 1 月、東京出獄人保護所を拠点に原胤昭が獄中訪問、保護、教誨する⁽¹⁾行動にも通底する。

原胤昭は若い頃、番方与力として石川島人足寄せ場の見回り役であった。後、キリスト教に帰依して教会や英学校、出版社天福堂を起こす。錦絵の海外輸出など事業は賑わい、その過程で政府転覆を密議したとする自由民権運動の雄、河野広中らの逮捕が起きる。これに抗議して「天福六家選」と題する河野ほか志士の肖像画に「天賦人權」と賛を添えた錦絵を頒布して捕えられ、軽禁錮 3 か月の刑に処せられる。

こうして彼の人生は逆転し、かつて番方与力として勤めた石川島監獄署に投獄される。この 3 か月の獄中経験がその後の人生を変える。「夜な夜な獄舎に呻いている囚人と枕を並べてヒソヒソと話を聞いてみると、…不幸な境遇が彼らを牢獄に送っている事を知ってくれぐれも其の気の毒さを感じた。其の時にわたしの頭にしっかりと同情の釘は打たれた」(『刑罪珍書集』 I 自序から抜粋)。出獄した原胤昭は、行き場がなく尋ねてくる、かつての同囚に食事を提供し、職業を斡旋した。

一方、金原明善は、かつて天竜川水防御用掛であった岡本健三郎と出会う。その岡本が後、征韓論に与した武器購入のかどで静岡監獄に入獄する。また、かつて立志社の獄に連座して禁獄 2 年の刑を言い渡され出獄した川村矯一郎と出会う。その偶然が、更生保護の歴史を大きく変える。川村矯一郎は「現世の地獄というが、いかにもそうで、食べ物も十

分でなく、衛生もいきとどかぬ、懲役というが、悪を懲らしめるよりも、ある意味では悪を煽り立て」る、監獄を改良しないと罪人ばかりになると慨嘆する。そして 1819(明治 13)年 10 月、金原明善ほかと静岡勸善会⁽¹⁾を創立し、獄中訪問を試みる。この両者に共通するのは、眼前の出来事から目をそらさない、そらすことのできない精神である。それは共感する「利他の思想」である。

これが結縁して魂の苦しみを聴く Spiritual pain につながる。未だ明治政府が盤石でなかった時代、保護事業にたずさわった人びとの原点である。池上雪枝、川村矯一郎、金原明善、原胤昭、そして全国各地、また広島に至り、福本久吉、満田了誓、平原唯順、そして井本英省ら明治期、大正期の創業者、実務を預かる者が「利他の思想」でつながる。明治政府、そして国家発展の過程で政府は、保護事業の監督、指導、奨励を慌ただしく変え、1903(明治 36)年 3 月、監獄、及び出獄人保護事業を司法省監獄局が直轄し後、大臣官房保護課が所管して釈放者保護、少年保護、思想犯保護を統合して司法保護事業に至る。その実務を担うのは、時の司法大臣官房保護課長森山武市郎であった。彼は、「官民全部の総親和総努力」といい、多様な保護の芽生えと混沌を整理、牽引していく。それはまた、明治初期の慈善による出獄人保護事業が変質していく始まりでもあった。保護団体は急激に拡大し、一方で被保護者のもとを訪ねる郷党保護を受容する。勸善会はその初期、南越福田会に先駆けて出獄人保護委員制度を主導し、県下一円に広めていった。「保護委員ハ被護者^(ママ)ニ正業ヲ授ケ益々良心ヲ感発セシムルタメ緊要ナル勤務ヲ為スモノトス」(静岡県出獄人保護会社規則抜粋)。この出獄人保護委員の人数は 1,700 人を超えたという。この構想は後年の司法保護委員、保護司の源流になる。

こうしてそれまでの保護事業は、全国的に司法保護事業へと収斂され、そして広がる。その時代までしばらく、民間の叡知が輝いた慈善による出獄人保護時代にタイムスリップしよう。

補注

(1) 静岡勸善会の事業は、県内各地に教法委員^(ママ)を配置し、監獄を訪問して教誨=教化、善導することから始まった。原胤昭も出獄人保護の先駆けのひとりとして、1887(明治 20)年代、北海道、神戸などで教誨師として獄中教誨を展開し、東京出獄人保護所を創立する。

1872年

明治5年

監獄制度から別房留置制度へ

1872（明治5）年12月、明治政府は監獄則を定め、「獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者ニ非ス、人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス」として刑を終えたても生計の見込みのない人を分監する懲治監を置いたが、財政的な事情で翌年施行を停止する。

1880年

明治13年

免囚保護事業の曙光

8月19日、かねて土佐の志士林有造に共感し、大阪の西郷陣営に呼応して入獄した岡本健三郎は、刑終えて静岡監獄を釈放される。この日、金原明善は静岡の定光寺に彼を迎える。対する岡本は、2年間共に入獄していた川村矯一郎を金原明善に紹介し、監獄改良の志を誓い合う。

10月、金原明善を会長に静岡勸善会を発足させ、僧侶による獄中説教、職業斡旋などを始める。



1881年

明治14年

別房留置制度が始まる

1881（明治14）年9月、監獄則を全面的に改正し、新しい監獄則を定め「刑期満限ノ後頼ルベキ所ナキ者ハ、其情状ニ由リ、監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ営マシムルコトヲ得」と規定して別房留置制度が始まる。しかし、刑を終えても頼る人がない人が多く、警察監視に付された人などを含めて1か所1,300人に及んだといわれる。

1883年

明治16年

民間による少年保護の唱導

非行があった少年の保護は、監獄則に「平民其ノ子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ、此ノ監ニ入レンコトヲ請フモノハ之ヲ聴ス」とある。その施設が監獄に併設されていたため、民間有志の間に、これらの少年の生活環境を改め、成人とは別に保護教育しようとする感化制度の創設が唱えられる。「ほりかわの濁りし水を浚えられ鮒やどぜうのみどころぞなき」、濁った水を汲み取られ、鮒やドジョウも居所がなくなった。かわいそうにと口にした幼い池上雪枝の心根が、後に自らが運営する大阪の神道祈祷所で少年とともに生活するようになる。少年の感化事業の始まりである。

1888年

明治21年

民間による出獄人保護が始まる

我が国の民間による出獄人保護事業の先駆けは、1888（明治 21）年 3 月 6 日、金原明善、川村矯一郎らによって創立された静岡県出獄人保護会社である。「社会ノ安寧ヲ維持シ吾人ノ幸福ヲ増進セント欲スルハ吾人ノ共ニ希望スル所ナリ」と説き起こし、「此不幸薄命ナル出獄者ヲ保護シ彼等ヲシテ社会ノ門戸ニ入り正当ナル職業ニ就カシメルコトヲ欲ス」。

罪を犯し、家郷に帰れない人に仮の居場所を提供し、職業を斡旋することを創業のこころざしとした。その志には、彼の痛恨の思

いが込められている。改心の誓い、出獄した仮名吾作が家族のもとに帰ろうとして帰られず、親族からも見放され、近くの池に身を投じた。その置手紙を手にした、時の静岡監獄副典獄川村矯一郎 36 歳は、静岡県出獄人保護会社設立のとき、趣意書に「此不幸薄命ナル出獄者」と述べ、その必要を力説する。



静かな情熱が眼光に宿る、若き日の川村矯一郎

閑話休題

知友安形静男は、静岡県三ヶ日に隠棲している。その彼が 2019 年頃、東京・早稲田所在の更生保護法人更新会機関誌『更新会だより』に川村矯一郎について寄稿し、こう述べている。「明治 21 年 3 月 6 日、明善・矯一郎は、相携えて、静岡県出獄人保護会社規則を起草して、静岡県（県知事関口隆吉）の設立認可を得、保護施設を設置し、21 年から 22 年にかけて全県下に出獄人保護委員を委嘱した。矯一郎の創意工夫の最たるものは、この出獄人保護委員の創設ではなかったかと思う。何にヒントを得たのであろうか」という。

それに関連して思うのは、それは敗れる者への共感であり、利他のころではなかったであろうか。そして安形兄がいう、明治 10 年 5 月、西南の役において日本赤十字社の前身、博愛社が組織されたことが新聞で報じられ、大分・中津藩仲間として福沢諭吉が差し入れた盟友岡部伊三郎の自筆本『獄事必携』や、博愛社社則第 4 条の「敵人ノ傷者ト雖モ救イ得ベキモノ之ヲ収ムベシ」とあるのを知って感じるものがあったのではないか。川村矯一郎は、その後、日本赤十字社静岡県委員を囑託される。同志村上一策の回想である。

加害者とその家族、親族のとの修復の旅の同伴者として、川村矯一郎は出獄人保護委員の必要なことに気づいたのである。

1910（明治 43）年 5 月、南越福田会の発足に先駆け、22 年前の出来事である。そして 2019 年現在、三ヶ日町には保護司 7 人が配置されているが、静岡大務新聞の報じるところでは、遡ること 135 年前、三ヶ日町には出獄人保護委員が 27 人いたと、同医院に賭ける川村矯一郎の熱い思いを語っている。

1889年

明治22年

別房留置が廃止され、保護会社設立の訓令が出る

1889（明治22）年7月、財政的破綻などのため別房留置制度は廃止される。内務省は、各府県の知事等に対して「有志ノ慈善者ヲ奨励シテ保護会社ヲ設立スル」ようにと保護措置督励の訓令が発出される。この訓令などをきっかけに全国各地の郡役所、寺院ほかを拠点に宗教家などの民間篤志家によって出獄人保護事業が広がる。後に当時27歳の小河滋次郎⁽¹⁾は、「刑餘頼ルナキ者ハ監獄ニ留置スヘキ性質ノモノニ非サルヲ以テ之レニ関スル原則ノ規程ヲ廢シタル如キハ殊ニ最モ策ノ宜シキヲ得タルモノナリト謂ハサルヲ得ス。惟フニ此際各地方ニ於テハ彼ノ欧米諸国ノ例ニ倣ラヒ出獄人保護會社等ヲ設立シ刑餘頼ルナキ者ハ勿論、…仮出獄ヲ許サレタルモノニシテ住居ナク又ハ引取人ナキ者ヲモ収養シ…保護監督スルノ方法ヲ講スルニ至ルヘシト信ス」と述べている。以後ドイツ法制にもとづく改正監獄則のもと刑余者の保護、監視、監督は、民間の慈善による免囚保護へと大きく転回する。



1891年

明治24年

先覚の人川村矯一郎、一朝病を得て起たず

1月21日未明、静岡県出獄人保護会社副社長、静岡監獄典獄川村矯一郎は、急性肺炎のため39歳の若さで急逝する。かつて監獄改良に心を燃やし、明治22年7月、改正監獄則によって別房留置が廃止された後、翌年3月、新しく収容施設が竣工し、新しい事業も軌道に乗りかかったばかりのことであった。その推進の枢軸であった川村を失った金原明善は、決然とその社長に就任する。そして川村矯一郎の遺言によって千頭義澄⁽²⁾典獄を副社長にし、出獄人保護、監獄改良事業の志を実現しようとする。後に金原明善が求められて静岡県庁に提出した川村矯一郎の経歴書にいう。「茲ニ其素志ヲ行フニ及ビ明善亦益該業ヲ助ケ、多年氏ヲシテ海外ニ航セシメ専ラ囚獄ノ爲メニナス事アラントセシニ、惜イ哉一朝病ヲ得テ起タズ」。

以下省略

ご興味をもたれた方は、本書を購入してお読みくだされば幸いです。1部1,000円(税込み)でお分けいたします。窓口は、更生保護法人ウィズ広島 ☎082-241-1534
Email: kouseihogo@with-hiroshima.com